

パブリックコメント(大人の意見)

計画全般

※ は、景観計画の内容に修正・追記を行う項目

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
計画全体	—	1	札幌市景観計画(案)については、全般として概ね理解し賛同する。	—	—
	—	2	札幌のまちづくりの資料として大変分かりやすい資料だと思った。	—	—
	—	3	「札幌の景観色70色はきれいで羨ましい」と札幌市民以外の人から言われる。	—	—
	—	4	札幌の未来が楽しみ、子孫や札幌の街が生き残るための行政の取組は素晴らしいと思う。札幌市民として手伝えることがあれば協力したい。	—	—
	—	5	新幹線やオリンピック招致に向けて、大きく変貌していく札幌市を楽しみにしている。	—	—

第1章 目的と位置付け

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方	
計画策定の目的	—	6	1章・2章は導入部として解りやすく、挿入図は視覚的にも「景観」にふさわしい良質な出来栄え。	—	—	
1-2 位置付け	【上位計画等との関係】	7	都市計画マスタープランは景観計画の上位計画として位置づけられているのか。	1	この計画は、札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について定めています。 また、景観法第8条第7項の規定により、この計画のうち都市計画区域についての内容は都市計画マスタープランに適合するものとして定めています。そのため、都市計画マスタープランの理念等は、計画の前提としてこの計画にも記載しています。 なお、都市計画マスタープランとの関係の法的根拠を明確にするため、一部文章を追加しました。	
	(4)都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等	8	都市計画マスタープランの都市づくりの理念や基本目標等を載せているのはなぜか。	—		
1-3 計画の前提	(1)景観のとらえ方	9	景観を見ているものの景色としてしか説明していないように感じる。定義をもっと明確にすべき。	2	景観は様々な要素で構成されていることなどを、計画の前提として明確にしておくことが重要であると考えています。 なお、景観は、目に見えない背景も含めてとらえるべきであることや、すべての人々に関わりがあるという考え方を明確にするよう、文章を修正しました。 また、第1章の前に追加した「はじめに」にも同様の考え方を述べています。	
		10	景観のとらえ方として、あえて項目を立てて整理する必要があるのか。	—		
		11	景観は、全ての人に影響を及ぼすため公益性がある。この考え方を加えるべき。	1		
	(2)計画期間	12	計画期間を20年と定める根拠は何か。あえて定める必要はないのではないか。	1		この計画には、第5章において具体的な短期的な取組も示していることから計画期間を定めています。この計画期間は、札幌市都市計画マスタープランにあわせ20年としています。
	(3)対象区域	13	行政区域全域を対象とするのは広すぎないか。都市計画計画区域外は他分野の計画等で対応すべき。	—		札幌をとりまく自然環境も重要な要素であることから、行政区域全域を対象としています。都市計画区域外も対象区域(景観計画区域)とすることで、行政区域全域で届出など法の規定が適用されることとなります。

1-4 景観施策の経緯	(1)景観施策の経緯・現状	14	第2章でも都市づくりの経緯について記されているが、内容が重複していないか。	ここでは、今回の計画見直しの基本的考え方を明確にするため、景観施策の経緯・現状等を整理しています。一方、第2章では、札幌の景観特性を明らかにすることを目的として、これまでの都市づくりと街並みの特徴を整理しています。
	(2)これからの景観施策の主要課題	15	これからの景観施策の主要課題は納得できる点ばかりであった。	—
		16	これまでの景観施策は時代に合っていたと思うので、あえて「受動的・保守的に」と否定的にとらえる必要はないのではないか。	ここでは、これからの景観施策が、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策へ転換していくべきことを明確にするためこれまでの施策について述べており、否定的にとらえているものではありません。
		17	「…こうした状況において」の一文は、誰が主体となり取り組んでいくのか明確にすべき（P9・上から8行目）	ご意見の趣旨を踏まえ、本文を修正しました。

第3章 理念・目標・基本姿勢

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
3-1 理念	理念について	18	理念にある「輝きを織りなす」という表現は、どのようなことを表しているのか。	1	「北の自然、都市、人」それぞれの要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つことを強調して表現しています。
	3-2 目標	目標1と2の関連性	19	目標の「1 秩序と調和」と「2 個性が際立ち」は相反するのではないか。	1
		目標3	20	目標の「3 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり」は、手段であり、目標そのものではないのではないか。	
3-3 基本姿勢	基本姿勢ア	21	札幌をとりまく山で安全に配慮しながら登山やスキーを楽しむなど、自然的な景観資源を活用することが重要ではないか。		ご意見のように、身近な自然に親しめることは札幌の重要な特徴の一つと考えています。そのため、「ア 自然を守り、生かす」を基本姿勢の一つに設定しています。
	基本姿勢ウとエの関係性	22	基本姿勢の「ウ 札幌の「顔」を創り、磨く」と「エ 地域の個性を見だし、伸ばす」の関係性が整理できていないのではないか。		都心部など、札幌の「顔」となる場所の景観の魅力を高めていくことを重視することに加え、身近な地域ごとの魅力を高めていくことも欠かせないと考えているため、それぞれを基本姿勢として掲げています。
	基本姿勢エ	23	基本姿勢「エ 地域の個性を見だし、伸ばす」では、居住している地域の景観を磨くという観点が必要なのではないか。		ご意見のとおり、身近な住宅地の景観の魅力を高めることは重要と考えています。ここで示している「地域」には、身近な住宅地も含まれています。

第4章 良好な景観の形成に関する方針

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
4-1-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針	(1)自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針	24	「四季の変化が感じられる景観形成」や「雪に配慮した景観形成」は具体的にどのようなことか。	1	「四季の変化が感じられる景観形成」や「雪に配慮した景観形成」としては、例えば秋に紅葉する樹種を選定することや冬期間も安心して楽しめるアトリウム等を適切に配置することなどが考えられます。こうした考え方は「別表1-2景観形成基準」にも盛り込んでおります。なお、より具体的な内容については、個別の施設計画等の検討の中で考慮されるべきと考えます。
		25	雪氷エネルギーの導入など、雪を生かすことは、札幌の特性を踏まえた景観の維持・向上につながると思う。		
	(2)都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針	26	全市の視点からのみどりのネットワークの付図が掲載されているが、ヒューマンスケールのきめ細かな視点での連続性も重要ではないか。	2	水とみどりの方針としては、きめ細やかな視点での連続性も重要であると考えています。その観点を明確にするよう、文章の表現を修正しました。
		27	景観計画重点区域は、都心部の特性を踏まえた方針を掲げているが、それ以外の市街地についても、区分を明瞭にして地域の個性を重視した方針とする必要があるのではないか。		市街地等の特性に応じた景観誘導を図る必要があることから、都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めています。
		28	郊外住宅地の方針に「愛着をもてる景観形成」とあるが、具体的にどのように進めていくのか。		住宅地では、地域住民がそれぞれの地区特性について理解し、景観づくりについて考えることが重要であるため、「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進」の取組を展開していきたいと考えています。
(3)人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針	29	歴史的建造物を文化的創造の拠点として活用するような考え方を盛り込むべきではないか。		ここでは、「歴史」、「文化・暮らし」の視点別に方針をまとめているますが、ご意見のような取組は、個別の事例ごとに具体化について検討していくべきと考えます。	
4-1-2 特定地区の特性を踏まえた景観形成の方針	(1)景観計画重点区域における景観形成の方針	30	景観計画重点区域の方針をもっと具体的に記載すべきではないか。		景観計画重点区域については、「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進(3)①エ」に示すように、今後地域のまちづくりの進展や機運の高まりに応じて、必要な見直しを検討していきます。
		31	札幌駅北口周辺地区の魅力が低いと感じるため、他の景観計画重点区域にはない個性を打ち出すことが必要ではないか。		

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
	第5章全般	32	各節の「(3)主な取組」ではどの範囲まで取組を記載しているのか。その他に取組があれば記載してはどうか。		「(3)主な取組」では、今後新たに導入する、又は見直す取組を記載しています。その他これまで行ってきた取組については今後も継続して行います。
5-1 届出・協議による景観誘導	5-1全般	33	届出制度について理解していない事業者等もまだ多いのではないかな。	2	届出制度について周知を図っていくことが重要であると考えています。今後も、「5-4(3)②ア」に示すとおり、わかりやすいパンフレットを作成するなど、事業者等に向けた周知を継続して行います。
		34	「届出・協議による景観誘導」とはどのようなことかを説明する必要があるのではないかな。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、文章の表現を修正しました。
	(1)現状と課題	35	景観誘導を行うには、工事着手30日前までの届出では遅いのではないかな。		景観法の規定により、工事に着手する30日前までに届出をする必要がありますが、札幌市では、条例により、届出に先立って事前協議ができることとしています。
		36	届出・協議による景観誘導は効果のある取組なのか。また、取組の効果を数値化する等の検討も必要なのではないかな。		「5-1届出・協議による景観誘導」は、景観法に基づく最も基本的な取組です。この取組については、平成20年度から毎年100件前後の届出実績があり、届出を受けた計画内容について、協議を通じて基準への適合を誘導していることから、一定の効果があったと考えております。なお、現時点でこの効果を数値化する等の手法は定まっておりますが、「6-2計画の進行管理」(2)に記載のとおり今後、成果指標のあり方を検討していきます。
	(3)主な取組 ①景観上優れたものへの誘導方策の充実	37	現状でも行われている事前協議と新たに導入する「(仮称)景観プレ・アドバイス」の違いは何か。		事前協議は、届出に先立ち、届出者と札幌市が協議を行うものです。一方、「(仮称)景観プレ・アドバイス」は、計画の早い段階で専門家がアドバイスを行う仕組みとして導入するものです。
		38	「(仮称)景観プレ・アドバイス」の対象に景観重要建造物等の敷地に近接するものとあるが、対象となる行為について確実に協議を行うために、どのような方策を考えているかな。		「(仮称)景観プレ・アドバイス」の目的や協議対象、協議方法などに加え、景観重要建造物等の位置を示すことで、十分な周知徹底を図ります。
		39	国際的な観光都市づくりのため、広い視野を持った専門家に、アドバイスをもらってはどうか。		「(仮称)景観プレ・アドバイス」の体制は、都市景観審議会のもとに部会を設置することを検討しています。具体的な委員構成については、案件に応じて個別に調整していく必要があると考えております。
		40	計画内容を周辺住民に早期に周知するため、住宅を建てる際の建築計画概要の立て看板等に外観パースなど載せてはどうか。		届出者等に対して周辺住民との協議を義務づけることは、新たに負担を伴うことになるため、慎重に検討する必要があります。そのため、「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進」において、届出・協議に対する地域住民等の関与のあり方について検討することを盛り込んでいます。
		41	計画の早い段階で、協議等に住民が加わるしくみが必要ではないかな。		
		42	公共の建造物は、長い間そこに存在するので、札幌の気候や風土に溶け込むことが特に必要。関係部局と連携して取り組んでほしい。		「第3章 3-3基本姿勢」でも示しているように、行政には先導的な役割を果たすことが求められるため、「5-1(3)①ウ市有建築物等に係る協議等の充実」において、計画の早い段階からの協議を位置付けています。

5-1 届出・協議による景観誘導	(3)主な取組 ②届出対象の見直し	43	新たに届出対象に追加する工作物は、どのようなものを想定しているのか。		「別表1の1-1 景観計画区域における届出対象行為」に示しているとおり、築造面積2,000㎡以上のものを新たに対象とします。具体的には大規模な太陽光発電施設やタンクが想定されます。
		44	塗装を行わないコンクリート構造物は、事務の簡素化の観点から、届出対象外とすべきではないか。		塗装の有無に関わらず、規模が大きい工作物等は、周辺の景観への影響が大きいと考えるため、届出対象としています。
	(3)主な取組 ④屋外広告物に関する事項	45	路面電車やバスの車体全体を覆うラッピング広告についても記述を追加すべきではないか。		この計画では、札幌市屋外広告物条例で必要な規制を行うことを位置づけており、具体的な運用の詳細については、別途同条例を踏まえて許可基準等を整理しています。
	(4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出	46	景観計画区域、景観計画重点区域、(仮称)景観まちづくり推進区域について、それぞれの景観形成基準の関係性がわかりにくい。		ご意見の趣旨を踏まえ、それぞれの区域において届出対象行為をしようとする場合に、どの景観形成基準への適合が求められるか明確になるよう、文章の表現を修正します。
	別表1、2	47	札幌の景観色70色は良い取組だと思うが、サインや案内表示については、視認性や安全性の観点から、誰もが視認しやすい色とすること(カラーユニバーサルデザイン)が必要ではないか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「別表1の1-2 景観計画区域における景観形成基準」に案内表示等の記載を追加します
	別表3	48	鉄塔の色彩は、札幌の景観色70色から選定されるべきではないか。		鉄塔の新設にも色彩景観基準が適用され、外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』となります。ただし、「他法令に基準のある場合は、この限りではない。」としており、物件ごとに他法令の基準等を踏まえ、景観誘導を行います。
		49	全市的な色彩景観基準に加えて、地域ごとの色彩景観基準等を作成してはどうか。		「5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進」に示すように、取組を進める際に地域の要望があれば、(仮称)景観まちづくり指針の中に盛り込んでいきます。
5-2 景観資源の保全	5-2全般	50	これまででは、景観上の価値を考慮せずに解体し、新築する傾向が強かった。地域の魅力が低下しないよう適切に保全すべき。	2	景観重要建造物等への指定や維持・保全のための助成といった現在の取組は今後も継続して行います。また、(仮称)活用促進景観資源を新たに位置付けるなど、景観資源が有効に保全・活用される取組を積極的に推進していきます。
		51	新たな景観資源の掘り起こしには、市民との合意形成が大切だと思うが、市としてはどのような方法を考えているのか。		例えば、景観まちづくりの取組を地域ごとに進める中で地域住民が地域の特徴的な景観資源を確認・共有することや、普及啓発の取組を通じてこれらの資源を情報発信することなどが考えられます。
	(1)現状と課題	52	歴史的建築物が姿を消すのは、「他の用途への転用も含めた活用の可能性が広がらない」ことだけが理由ではないのではないか。	1	ご意見の指摘部分については、現行の助成金の課題として記載しています。この課題を受け、助成金については(3)②Aに示しているように、活用への柔軟な助成について検討していきます。
		53	景観重要建造物等が「歴史的価値に着目した指定に限定されていない。」こと自体は課題ではないのではないか。		歴史的価値に着目した指定については今後も重要と考えています。ここでは、これまで歴史的価値以外の観点からの景観重要建造物等を指定してこなかったことを課題として記載しています。
		54	「改修工事等にかかる費用の一部助成」とあるが、その内容(助成割合や上限額など)を記載したほうがよい。		ご意見の趣旨を踏まえ、記載を追加しました。
		55	「事業者などが維持・保全や利活用に協力・関与できる仕組みがない」とあるが、この課題への対応策はどのようなものか。		(3)③に記載のとおり、例えば、景観資源に関して興味や関心を持った市民や事業者等が景観資源を知り・訪れ・触れる機会を充実させることなどが考えられます。
(2)取組の基本的考え方	56	「景観資源を積極的に保全・活用していく。」とあるが、民間所有の建物等まで市自らが保全・活用することはできないのではないか。		ご意見の趣旨を踏まえ、(2)取組の基本的考え方について、本文の表現を見直しました。	

5 1 2 景 観 資 源 の 保 全	(3)主な取組 ①景観資源の指定等に関する体系の再整理	57	①景観上の価値のとらえ方の拡大とあるが、具体的な評価の観点を全て記載すべき。	(3)①Aに記載のとおり、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった観点が考えられますが、具体的な内容については今後の取組の中で検討していきます。
	(3)主な取組 ②景観資源の保全への多様な支援	58	②『景観資源の「保全」への多様な支援』は、その内容を踏まえると「保全」を「保全・活用」とすべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載を見直しました。
		59	景観重要建造物や札幌景観資産自体を保全する取組だけでなく、その周辺環境も保全していく取組が必要ではないか。	ご意見の視点は重要と考えていることから、景観重要建造物等の敷地に近接する建築物等について、「(仮称)景観プレ・アドバイス」の仕組みを計画に盛り込みました。(5-1参照)また、「地域ごとの景観まちづくり」(5-3参照)の取組を具体化する際に、資源周辺の環境の景観について検討することも重要と考えています。
	(3)主な取組 ③多様な主体による景観資源の共有	60	景観資源に関して市民に一層の周知を図ってはどうか。	景観資源の周知は重要と考えており、(3)③にも示しているとおり、様々な媒体を通じて情報発信をしていきます。また、ける普及啓発の取組(5-4参照)としても、景観資源等の紹介を位置付けています。
5 1 3 地 域 ご と の 景 観 ま ち づ く り の 推 進	(1)現状と課題 ①現状	61	市民アンケートの結果からも、今後は居住地域の景観を磨く観点が重要であることを強調すべき。	市民アンケートの結果を踏まえると、地域ごとの景観まちづくりが一層重要になることが明確になるよう、表現を一部修正しました。なお、居住地域も含めて地域ごとの魅力を高めることが重要と考えています。
	(2)取組の基本的考え方	62	市民や地域の主体性を大切にするため、小さな取組でもよいので実現可能なことから手掛けていくことが重要。	ご意見のとおり、地域が主体的に取り組む活動は重要と考えています。(1)①にあるとおり、モデル地区において指針作成に向けた取組を進めていますが、この指針にも地域が主体的に取り組む活動を盛り込む予定です。
	(3)主な取組 ①地域ごとの景観まちづくりの多様な展開	63	地域住民が地域の景観を理解することこそが重要なのではないか。	ご意見のとおり、地域住民が地域の景観を理解することは重要です。そのため、(仮称)景観まちづくり指針では、地域住民等と市が協働で策定するものとして位置付けており、策定過程で意見交換等を重ねる中で景観に対する理解が深まるものと考えています。
		64	札幌駅前通は札幌駅から大通までの区間のみが景観計画重点区域に指定されているが、大通からすすきのまでの区間の景観も重要ではないか。	札幌駅前通は、都心まちづくり計画において骨格軸の一つに位置付けています。大通以南の景観も重要な検討課題の一つと考えており、地域のまちづくり活動等とも調整しながら取り組んでいきます。
景 観 形 成 に 関 す る 普 及 啓 発 5 1 4	(1)主な取組 ①景観に関する教育と体験の機会の提供	65	普及啓発の取組の対象は、20代～40代の若手を中心とすることが重要ではないか。	ご意見のような世代はもとより、子どもから大人まで多様な世代を対象とした取組を展開していきます。
		66	小学校や中学校で景観や都市計画について学ぶ授業を構築できるとよい。	小学生を対象とした「ミニまち講座」は、継続して実施していく予定です。また、ご意見の趣旨を踏まえ、今後も効果的な取組方法について検討していきます。
	(1)主な取組 ②多様で効果的な情報発信	67	普及啓発は面白さが必要だと思う。札幌駅前通地下歩行空間の共用サイネージで景観資源のコンテンツを見たり体験できる取組を提案する。	より効果的な普及啓発を目指して試行的に取り組んできた「好きです。さっぽろ(個人的に。)」では、景カードや景観大喜利など、多くの人に関心を持ってもらえるような取組を実施してきました。今後もより効果的な取組を検討していきます。

第6章 計画の推進にあたって

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
6-1 計画の推進体制	—	68	計画の進行にあたっては、多様な意見について丁寧な説明と議論の積み重ねを期待する。		ご意見については、重要なことと認識しています。計画の進行にあたっては、可能な限りご指摘の点について実践していきます。
		69	計画の推進にあたっては市民と事業者の経済的負担が大きくなるのが考えられるが、支援対策費や助成金についてどのように考えているのか。		「5-2景観資源の保全・活用」と「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進」の「その他取組を支える制度等」に示すように、景観重要建造物等助成金や景観まちづくり助成金を活用することができます。
		70	事業者による事業活動は、景観の形成に大きな影響を与えることから、事業者の役割を拡大すべき。	1	ここに示すとおり、事業者に限らず市民や行政もそれぞれの役割を担い、相互に連携して取り組んでいきます。
		71	景観は全ての人に関わりがあり、公益性があるという考え方を計画の推進体制の中で強調すべき。		ご意見のとおり、景観は全ての人に関わりがあることから、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要であると考えています。なお、この考え方については、「第1章1-3(1)景観のとらえ方」でも明確に示しました。また、第1章の前に追加した「はじめに」にも同様の考え方を述べています。
計画の進行管理 6-2	(2)活動指標及び成果指標による進行管理	72	目標はどの程度達成されたか厳しい検証が必要。		計画には成果指標を提示していますが、いずれも現時点で十分な蓄積がないことから、今後成果指標のあり方について検討していきます。
		73	成果指標として、他都市との取組の比較をすることも必要ではないか。		

その他

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
景観づくりや施設整備に関する 具体の提案 (計11件)		74	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨々川から道庁まで水辺空間を整備してはどうか ・大通公園に、地中熱を利用した高断熱の円形ドームを駅直結で整備し、市民の憩いの場としてはどうか ・学校のグラウンドを2階レベルの人工地盤とし、下部を雪処理等で活用するほか、地域住民が利用できる場として整備してはどうか ・モエシ沼公園周辺の水辺の景観を向上させるため、地域住民等による草刈りなどの取組を行うべき ・大きな樹木を自動車から守るため、周囲に防護柵を設置してはどうか ・公園トイレの衛生的な整備が必要 ・都心において、住所や通りの名称のユニークかつ統一的な表示板を整備してはどうか ・新川の桜並木周辺に駐車場を整備してはどうか ・魅力ある観光資源のイメージをベースに、市民間に広がる合言葉をつくってはどうか ・都心にある創成川で、地域発案のイベントを多数開催し、もっと有効活用してはどうか ・少子高齢化に伴い、郊外住宅地に 		ご意見については、具体的な取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。

パブリックコメント(大人の意見)

計画全般

※ は、景観計画の内容に修正・追記を行う項目

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
計画全体	—	1	札幌市景観計画(案)については、全般として概ね理解し賛同する。	—	—
	—	2	札幌のまちづくりの資料として大変分かりやすい資料だと思った。	—	—
	—	3	「札幌の景観色70色はきれいで羨ましい」と札幌市民以外の人から言われる。	—	—
	—	4	札幌の未来が楽しみ、子孫や札幌の街が生き残るための行政の取組は素晴らしいと思う。札幌市民として手伝えることがあれば協力したい。	—	—
	—	5	新幹線やオリンピック招致に向けて、大きく変貌していく札幌市を楽しみにしている。	—	—

第1章 目的と位置付け

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方	
計画策定の目的	—	6	1章・2章は導入部として解りやすく、挿入図は視覚的にも「景観」にふさわしい良質な出来栄え。	—	—	
1-2 位置付け	【上位計画等との関係】	7	都市計画マスタープランは景観計画の上位計画として位置づけられているのか。	1	この計画は、札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について定めています。 また、景観法第8条第7項の規定により、この計画のうち都市計画区域についての内容は都市計画マスタープランに適合するものとして定めています。そのため、都市計画マスタープランの理念等は、計画の前提としてこの計画にも記載しています。 なお、都市計画マスタープランとの関係の法的根拠を明確にするため、一部文章を追加しました。	
	(4)都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等	8	都市計画マスタープランの都市づくりの理念や基本目標等を載せているのはなぜか。	—		
1-3 計画の前提	(1)景観のとらえ方	9	景観を見ているものの景色としてしか説明していないように感じる。定義をもっと明確にすべき。	2	景観は様々な要素で構成されていることなどを、計画の前提として明確にしておくことが重要であると考えています。 なお、景観は、目に見えない背景も含めてとらえるべきであることや、すべての人々に関わりがあるという考え方を明確にするよう、文章を修正しました。 また、第1章の前に追加した「はじめに」にも同様の考え方を述べています。	
		10	景観のとらえ方として、あえて項目を立てて整理する必要があるのか。	—		
		11	景観は、全ての人に影響を及ぼすため公益性がある。この考え方を加えるべき。	1		
	(2)計画期間	12	計画期間を20年と定める根拠は何か。あえて定める必要はないのではないか。	1		この計画には、第5章において具体的な短期的な取組も示していることから計画期間を定めています。この計画期間は、札幌市都市計画マスタープランにあわせ20年としています。
	(3)対象区域	13	行政区域全域を対象とするのは広すぎないか。都市計画計画区域外は他分野の計画等で対応すべき。	—		札幌をとりまく自然環境も重要な要素であることから、行政区域全域を対象としています。都市計画区域外も対象区域(景観計画区域)とすることで、行政区域全域で届出など法の規定が適用されることとなります。

1 1 4 景観施策の経緯	(1)景観施策の経緯・現状	14	第2章でも都市づくりの経緯について記されているが、内容が重複していないか。	ここでは、今回の計画見直しの基本的考え方を明確にするため、景観施策の経緯・現状等を整理しています。一方、第2章では、札幌の景観特性を明らかにすることを目的として、これまでの都市づくりと街並みの特徴を整理しています。
	(2)これからの景観施策の主要課題	15	これからの景観施策の主要課題は納得できる点ばかりであった。	—
		16	これまでの景観施策は時代に合っていたと思うので、あえて「受動的・保守的に」と否定的にとらえる必要はないのではないか。	ここでは、これからの景観施策が、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策へ転換していくべきことを明確にするためこれまでの施策について述べており、否定的にとらえているものではありません。
		17	「…こうした状況において」の一文は、誰が主体となり取り組んでいくのか明確にすべき（P9・上から8行目）	ご意見の趣旨を踏まえ、本文を修正しました。

第3章 理念・目標・基本姿勢

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
3 1 1 理念	理念について	18	理念にある「輝きを織りなす」という表現は、どのようなことを表しているのか。	1	「北の自然、都市、人」それぞれの要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つことを強調して表現しています。
	3 1 2 目標	目標1と2の関連性	19	目標の「1 秩序と調和」と「2 個性が際立ち」は相反するのではないか。	1
目標3		20	目標の「3 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり」は、手段であり、目標そのものではないのではないか。		多様な主体が景観に対する理解を深めながら取組を重ねること自体も重要と考え、目標の一つに設定しています。
3 1 3 基本姿勢	基本姿勢ア	21	札幌をとりまく山で安全に配慮しながら登山やスキーを楽しむなど、自然的な景観資源を活用することが重要ではないか。		ご意見のように、身近な自然に親しめることは札幌の重要な特徴の一つと考えています。そのため、「ア 自然を守り、生かす」を基本姿勢の一つに設定しています。
	基本姿勢ウとエの関係性	22	基本姿勢の「ウ 札幌の「顔」を創り、磨く」と「エ 地域の個性を見だし、伸ばす」の関係性が整理できていないのではないか。		都心部など、札幌の「顔」となる場所の景観の魅力を高めていくことを重視することに加え、身近な地域ごとの魅力を高めていくことも欠かせないと考えているため、それぞれを基本姿勢として掲げています。
	基本姿勢エ	23	基本姿勢「エ 地域の個性を見だし、伸ばす」では、居住している地域の景観を磨くという観点が必要なのではないか。		ご意見のとおり、身近な住宅地の景観の魅力を高めることは重要と考えています。ここで示している「地域」には、身近な住宅地も含まれています。

第4章 良好な景観の形成に関する方針

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方	
4-1-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針	(1)自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針	24	「四季の変化が感じられる景観形成」や「雪に配慮した景観形成」は具体的にどのようなことか。	1	「四季の変化が感じられる景観形成」や「雪に配慮した景観形成」としては、例えば秋に紅葉する樹種を選定することや冬期間も安心して楽しめるアトリウム等を適切に配置することなどが考えられます。こうした考え方は「別表1-2景観形成基準」にも盛り込んでおります。なお、より具体的な内容については、個別の施設計画等の検討の中で考慮されるべきと考えます。	
		25	雪氷エネルギーの導入など、雪を生かすことは、札幌の特性を踏まえた景観の維持・向上につながると思う。			
	(2)都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針	26	全市的視点からのみどりのネットワークの付図が掲載されているが、ヒューマンスケールのきめ細かな視点での連続性も重要ではないか。	2	水とみどりの方針としては、きめ細やかな視点での連続性も重要であると考えています。その観点を明確にするよう、文章の表現を修正しました。	
		27	景観計画重点区域は、都心部の特性を踏まえた方針を掲げているが、それ以外の市街地についても、区分を明瞭にして地域の個性を重視した方針とする必要があるのではないか。			市街地等の特性に応じた景観誘導を図る必要があることから、都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めています。
		28	郊外住宅地の方針に「愛着をもてる景観形成」とあるが、具体的にどのように進めていくのか。			
(3)人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針	29	歴史的建造物を文化的創造の拠点として活用するような考え方を盛り込むべきではないか。	ここでは、「歴史」、「文化・暮らし」の視点別に方針をまとめているますが、ご意見のような取組は、個別の事例ごとに具体化について検討していくべきと考えます。			
4-1-2 特定地区の特性を踏まえた景観形成の方針	(1)景観計画重点区域における景観形成の方針	30	景観計画重点区域の方針をもっと具体的に記載すべきではないか。		景観計画重点区域については、「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進(3)①エ」に示すように、今後地域のまちづくりの進展や機運の高まりに応じて、必要な見直しを検討していきます。	
		31	札幌駅北口周辺地区の魅力が低いと感じるため、他の景観計画重点区域にはない個性を打ち出すことが必要ではないか。			

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
	第5章全般	32	各節の「(3)主な取組」ではどの範囲まで取組を記載しているのか。その他に取組があれば記載してはどうか。		「(3)主な取組」では、今後新たに導入する、又は見直す取組を記載しています。その他これまで行ってきた取組については今後も継続して行います。
5-1 届出・協議による景観誘導	5-1全般	33	届出制度について理解していない事業者等もまだ多いのではないか。	2	届出制度について周知を図っていくことが重要であると考えています。今後も、「5-4(3)②ア」に示すとおり、わかりやすいパンフレットを作成するなど、事業者等に向けた周知を継続して行います。
		34	「届出・協議による景観誘導」とはどのようなことかを説明する必要があるのではないか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、文章の表現を修正しました。
	(1)現状と課題	35	景観誘導を行うには、工事着手30日前までの届出では遅いのではないか。		景観法の規定により、工事に着手する30日前までに届出をする必要がありますが、札幌市では、条例により、届出に先立って事前協議ができることとしています。
		36	届出・協議による景観誘導は効果のある取組なのか。また、取組の効果を数値化する等の検討も必要なのではないか。		「5-1届出・協議による景観誘導」は、景観法に基づく最も基本的な取組です。この取組については、平成20年度から毎年100件前後の届出実績があり、届出を受けた計画内容について、協議を通じて基準への適合を誘導していることから、一定の効果があったと考えております。なお、現時点でこの効果を数値化する等の手法は定まっておりますが、「6-2計画の進行管理」(2)に記載のとおり今後、成果指標のあり方を検討していきます。
	(3)主な取組 ①景観上優れたものへの誘導方策の充実	37	現状でも行われている事前協議と新たに導入する「(仮称)景観プレ・アドバイス」の違いは何か。		事前協議は、届出に先立ち、届出者と札幌市が協議を行うものです。一方、「(仮称)景観プレ・アドバイス」は、計画の早い段階で専門家がアドバイスを行う仕組みとして導入するものです。
		38	「(仮称)景観プレ・アドバイス」の対象に景観重要建造物等の敷地に近接するものとあるが、対象となる行為について確実に協議を行うために、どのような方策を考えているか。		「(仮称)景観プレ・アドバイス」の目的や協議対象、協議方法などに加え、景観重要建造物等の位置を示すことで、十分な周知徹底を図ります。
		39	国際的な観光都市づくりのため、広い視野を持った専門家に、アドバイスをもらってはどうか。		「(仮称)景観プレ・アドバイス」の体制は、都市景観審議会のもとに部会を設置することを検討しています。具体的な委員構成については、案件に応じて個別に調整していく必要があると考えております。
		40	計画内容を周辺住民に早期に周知するため、住宅を建てる際の建築計画概要の立て看板等に外観パースなど載せてはどうか。		届出者等に対して周辺住民との協議を義務づけることは、新たに負担を伴うことになるため、慎重に検討する必要があると考えます。そのため、「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進」において、届出・協議に対する地域住民等の関与のあり方について検討することを盛り込んでいます。
		41	計画の早い段階で、協議等に住民が加わるしくみが必要ではないか		
		42	公共の建造物は、長い間そこに存在するので、札幌の気候や風土に溶け込むことが特に必要。関係部局と連携して取り組んでほしい。		「第3章 3-3基本姿勢」でも示しているように、行政には先導的な役割を果たすことが求められるため、「5-1(3)①ウ市有建築物等に係る協議等の充実」において、計画の早い段階からの協議を位置付けています。

5-1 届出・協議による景観誘導	(3)主な取組 ②届出対象の見直し	43	新たに届出対象に追加する工作物は、どのようなものを想定しているのか。		「別表1の1-1 景観計画区域における届出対象行為」に示しているとおり、築造面積2,000㎡以上のものを新たに対象とします。具体的には大規模な太陽光発電施設やタンクが想定されます。
		44	塗装を行わないコンクリート構造物は、事務の簡素化の観点から、届出対象外とすべきではないか。		塗装の有無に関わらず、規模が大きい工作物等は、周辺の景観への影響が大きいと考えるため、届出対象としています。
	(3)主な取組 ④屋外広告物に関する事項	45	路面電車やバスの車体全体を覆うラッピング広告についても記述を追加すべきではないか。		この計画では、札幌市屋外広告物条例で必要な規制を行うことを位置づけており、具体的な運用の詳細については、別途同条例を踏まえて許可基準等を整理しています。
	(4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出	46	景観計画区域、景観計画重点区域、(仮称)景観まちづくり推進区域について、それぞれの景観形成基準の関係性がわかりにくい。		ご意見の趣旨を踏まえ、それぞれの区域において届出対象行為をしようとする場合に、どの景観形成基準への適合が求められるか明確になるよう、文章の表現を修正します。
	別表1、2	47	札幌の景観色70色は良い取組だと思うが、サインや案内表示については、視認性や安全性の観点から、誰もが視認しやすい色とすること(カラーユニバーサルデザイン)が必要ではないか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「別表1の1-2 景観計画区域における景観形成基準」に案内表示等の記載を追加します
	別表3	48	鉄塔の色彩は、札幌の景観色70色から選定されるべきではないか。		鉄塔の新設にも色彩景観基準が適用され、外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』となります。ただし、「他法令に基準のある場合は、この限りではない。」としており、物件ごとに他法令の基準等を踏まえ、景観誘導を行います。
		49	全市的な色彩景観基準に加えて、地域ごとの色彩景観基準等を作成してはどうか。		「5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進」に示すように、取組を進める際に地域の要望があれば、(仮称)景観まちづくり指針の中に盛り込んでいきます。
5-2 景観資源の保全	5-2全般	50	これまででは、景観上の価値を考慮せずに解体し、新築する傾向が強かった。地域の魅力が低下しないよう適切に保全すべき。	2	景観重要建造物等への指定や維持・保全のための助成といった現在の取組は今後も継続して行います。また、(仮称)活用促進景観資源を新たに位置付けるなど、景観資源が有効に保全・活用される取組を積極的に推進していきます。
		51	新たな景観資源の掘り起こしには、市民との合意形成が大切だと思うが、市としてはどのような方法を考えているのか。		例えば、景観まちづくりの取組を地域ごとに進める中で地域住民が地域の特徴的な景観資源を確認・共有することや、普及啓発の取組を通じてこれらの資源を情報発信することなどが考えられます。
	(1)現状と課題	52	歴史的建築物が姿を消すのは、「他の用途への転用も含めた活用の可能性が広がらない」ことだけが理由ではないのではないか。	1	ご意見の指摘部分については、現行の助成金の課題として記載しています。この課題を受け、助成金については(3)②アに示しているように、活用への柔軟な助成について検討していきます。
		53	景観重要建造物等が「歴史的価値に着目した指定に限定されていない。」こと自体は課題ではないのではないか。		歴史的価値に着目した指定については今後も重要と考えています。ここでは、これまで歴史的価値以外の観点からの景観重要建造物等を指定してこなかったことを課題として記載しています。
		54	「改修工事等にかかる費用の一部助成」とあるが、その内容(助成割合や上限額など)を記載したほうがよい。		ご意見の趣旨を踏まえ、記載を追加しました。
		55	「事業者などが維持・保全や利活用に協力・関与できる仕組みがない」とあるが、この課題への対応策はどのようなものか。		(3)③に記載のとおり、例えば、景観資源に関して興味や関心を持った市民や事業者等が景観資源を知り・訪れ・触れる機会を充実させることなどが考えられます。
(2)取組の基本的考え方	56	「景観資源を積極的に保全・活用していく。」とあるが、民間所有の建物等まで市自らが保全・活用することはできないのではないか。		ご意見の趣旨を踏まえ、(2)取組の基本的考え方について、本文の表現を見直しました。	

5 1 2 景 観 資 源 の 保 全	(3)主な取組 ①景観資源の指定等に関する体系の再整理	57	①景観上の価値のとらえ方の拡大とあるが、具体的な評価の観点を全て記載すべき。	(3)①Aに記載のとおり、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった観点が考えられますが、具体的な内容については今後の取組の中で検討していきます。
	(3)主な取組 ②景観資源の保全への多様な支援	58	②『景観資源の「保全」への多様な支援』は、その内容を踏まえると「保全」を「保全・活用」とすべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載を見直しました。
		59	景観重要建造物や札幌景観資産自体を保全する取組だけでなく、その周辺環境も保全していく取組が必要ではないか。	ご意見の視点は重要と考えていることから、景観重要建造物等の敷地に近接する建築物等について、「(仮称)景観プレ・アドバイス」の仕組みを計画に盛り込みました。(5-1参照)また、「地域ごとの景観まちづくり」(5-3参照)の取組を具体化する際に、資源周辺の環境の景観について検討することも重要と考えています。
	(3)主な取組 ③多様な主体による景観資源の共有	60	景観資源に関して市民に一層の周知を図ってはどうか。	景観資源の周知は重要と考えており、(3)③にも示しているとおり、様々な媒体を通じて情報発信をしていきます。また、ける普及啓発の取組(5-4参照)としても、景観資源等の紹介を位置付けています。
5 1 3 地 域 ご と の 景 観 ま ち づ く り の 推 進	(1)現状と課題 ①現状	61	市民アンケートの結果からも、今後は居住地域の景観を磨く観点が重要であることを強調すべき。	市民アンケートの結果を踏まえると、地域ごとの景観まちづくりが一層重要になることが明確になるよう、表現を一部修正しました。なお、居住地域も含めて地域ごとの魅力を高めることが重要と考えています。
	(2)取組の基本的考え方	62	市民や地域の主体性を大切にするため、小さな取組でもよいので実現可能なことから手掛けていくことが重要。	ご意見のとおり、地域が主体的に取り組む活動は重要と考えています。(1)①にあるとおり、モデル地区において指針作成に向けた取組を進めていますが、この指針にも地域が主体的に取り組む活動を盛り込む予定です。
	(3)主な取組 ①地域ごとの景観まちづくりの多様な展開	63	地域住民が地域の景観を理解することこそが重要なのではないか。	ご意見のとおり、地域住民が地域の景観を理解することは重要です。そのため、(仮称)景観まちづくり指針では、地域住民等と市が協働で策定するものとして位置付けており、策定過程で意見交換等を重ねる中で景観に対する理解が深まるものと考えています。
		64	札幌駅前通は札幌駅から大通までの区間のみが景観計画重点区域に指定されているが、大通からすすきのまでの区間の景観も重要ではないか。	札幌駅前通は、都心まちづくり計画において骨格軸の一つに位置付けています。大通以南の景観も重要な検討課題の一つと考えており、地域のまちづくり活動等とも調整しながら取り組んでいきます。
景 観 形 成 に 関 す る 普 及 啓 発 5 1 4	(1)主な取組 ①景観に関する教育と体験の機会の提供	65	普及啓発の取組の対象は、20代～40代の若手を中心とすることが重要ではないか。	ご意見のような世代はもとより、子どもから大人まで多様な世代を対象とした取組を展開していきます。
		66	小学校や中学校で景観や都市計画について学ぶ授業を構築できるとよい。	小学生を対象とした「ミニまち講座」は、継続して実施していく予定です。また、ご意見の趣旨を踏まえ、今後も効果的な取組方法について検討していきます。
	(1)主な取組 ②多様で効果的な情報発信	67	普及啓発は面白さが必要だと思う。札幌駅前通地下歩行空間の共用サイネージで景観資源のコンテンツを見たり体験できる取組を提案する。	より効果的な普及啓発を目指して試行的に取り組んできた「好きです。さっぽろ(個人的に。)」では、景カードや景観大喜利など、多くの人に関心を持ってもらえるような取組を実施してきました。今後もより効果的な取組を検討していきます。

第6章 計画の推進にあたって

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
6-1 計画の推進体制	—	68	計画の進行にあたっては、多様な意見について丁寧な説明と議論の積み重ねを期待する。		ご意見については、重要なことと認識しています。計画の進行にあたっては、可能な限りご指摘の点について実践していきます。
		69	計画の推進にあたっては市民と事業者の経済的負担が大きくなるのが考えられるが、支援対策費や助成金についてどのように考えているのか。		「5-2景観資源の保全・活用」と「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進」の「その他取組を支える制度等」に示すように、景観重要建造物等助成金や景観まちづくり助成金を活用することができます。
		70	事業者による事業活動は、景観の形成に大きな影響を与えることから、事業者の役割を拡大すべき。	1	ここに示すとおり、事業者に限らず市民や行政もそれぞれの役割を担い、相互に連携して取り組んでいきます。
		71	景観は全ての人に関わりがあり、公益性があるという考え方を計画の推進体制の中で強調すべき。		ご意見のとおり、景観は全ての人に関わりがあることから、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要であると考えています。なお、この考え方については、「第1章1-3(1)景観のとらえ方」でも明確に示しました。また、第1章の前に追加した「はじめに」にも同様の考え方を述べています。
計画の進行管理 6-2	(2)活動指標及び成果指標による進行管理	72	目標はどの程度達成されたか厳しい検証が必要。		計画には成果指標を提示していますが、いずれも現時点で十分な蓄積がないことから、今後成果指標のあり方について検討していきます。
		73	成果指標として、他都市との取組の比較をすることも必要ではないか。		

その他

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
景観づくりや施設整備に関する 具体の提案 (計11件)		74	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨々川から道庁まで水辺空間を整備してはどうか ・大通公園に、地中熱を利用した高断熱の円形ドームを駅直結で整備し、市民の憩いの場としてはどうか ・学校のグラウンドを2階レベルの人工地盤とし、下部を雪処理等で活用するほか、地域住民が利用できる場として整備してはどうか ・モエシ沼公園周辺の水辺の景観を向上させるため、地域住民等による草刈りなどの取組を行うべき ・大きな樹木を自動車から守るため、周囲に防護柵を設置してはどうか ・公園トイレの衛生的な整備が必要 ・都心において、住所や通りの名称のユニークかつ統一的な表示板を整備してはどうか ・新川の桜並木周辺に駐車場を整備してはどうか ・魅力ある観光資源のイメージをベースに、市民間に広がる合言葉をつくってはどうか ・都心にある創成川で、地域発案のイベントを多数開催し、もっと有効活用してはどうか ・少子高齢化に伴い、郊外住宅地に 		ご意見については、具体的取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。

パブリックコメント(大人の意見)

計画全般

※ は、景観計画の内容に修正・追記を行う項目

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
計画全体	—	1	札幌市景観計画(案)については、全般として概ね理解し賛同する。	—	—
	—	2	札幌のまちづくりの資料として大変分かりやすい資料だと思った。	—	—
	—	3	「札幌の景観色70色はきれいで羨ましい」と札幌市民以外の人から言われる。	—	—
	—	4	札幌の未来が楽しみ、子孫や札幌の街が生き残るための行政の取組は素晴らしいと思う。札幌市民として手伝えることがあれば協力したい。	—	—
	—	5	新幹線やオリンピック招致に向けて、大きく変貌していく札幌市を楽しみにしている。	—	—

第1章 目的と位置付け

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方	
計画策定の目的	—	6	1章・2章は導入部として解りやすく、挿入図は視覚的にも「景観」にふさわしい良質な出来栄え。	—	—	
1-2 位置付け	【上位計画等との関係】	7	都市計画マスタープランは景観計画の上位計画として位置づけられているのか。	1	この計画は、札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について定めています。 また、景観法第8条第7項の規定により、この計画のうち都市計画区域についての内容は都市計画マスタープランに適合するものとして定めています。そのため、都市計画マスタープランの理念等は、計画の前提としてこの計画にも記載しています。 なお、都市計画マスタープランとの関係の法的根拠を明確にするため、一部文章を追加しました。	
	(4)都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等	8	都市計画マスタープランの都市づくりの理念や基本目標等を載せているのはなぜか。	—		
1-3 計画の前提	(1)景観のとらえ方	9	景観を見ているものの景色としてしか説明していないように感じる。定義をもっと明確にすべき。	2	景観は様々な要素で構成されていることなどを、計画の前提として明確にしておくことが重要であると考えています。 なお、景観は、目に見えない背景も含めてとらえるべきであることや、すべての人々に関わりがあるという考え方を明確にするよう、文章を修正しました。 また、第1章の前に追加した「はじめに」にも同様の考え方を述べています。	
		10	景観のとらえ方として、あえて項目を立てて整理する必要があるのか。	—		
		11	景観は、全ての人に影響を及ぼすため公益性がある。この考え方を加えるべき。	1		
	(2)計画期間	12	計画期間を20年と定める根拠は何か。あえて定める必要はないのではないか。	1		この計画には、第5章において具体的な短期的な取組も示していることから計画期間を定めています。この計画期間は、札幌市都市計画マスタープランにあわせ20年としています。
	(3)対象区域	13	行政区域全域を対象とするのは広すぎないか。都市計画計画区域外は他分野の計画等で対応すべき。	—		札幌をとりまく自然環境も重要な要素であることから、行政区域全域を対象としています。都市計画区域外も対象区域(景観計画区域)とすることで、行政区域全域で届出など法の規定が適用されることとなります。

1 1 4 景観施策の経緯	(1)景観施策の経緯・現状	14	第2章でも都市づくりの経緯について記されているが、内容が重複していないか。	ここでは、今回の計画見直しの基本的考え方を明確にするため、景観施策の経緯・現状等を整理しています。一方、第2章では、札幌の景観特性を明らかにすることを目的として、これまでの都市づくりと街並みの特徴を整理しています。
	(2)これからの景観施策の主要課題	15	これからの景観施策の主要課題は納得できる点ばかりであった。	—
		16	これまでの景観施策は時代に合っていたと思うので、あえて「受動的・保守的に」と否定的にとらえる必要はないのではないか。	ここでは、これからの景観施策が、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策へ転換していくべきことを明確にするためこれまでの施策について述べており、否定的にとらえているものではありません。
		17	「…こうした状況において」の一文は、誰が主体となり取り組んでいくのか明確にすべき（P9・上から8行目）	ご意見の趣旨を踏まえ、本文を修正しました。

第3章 理念・目標・基本姿勢

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
3 1 1 理念	理念について	18	理念にある「輝きを織りなす」という表現は、どのようなことを表しているのか。	1	「北の自然、都市、人」それぞれの要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つことを強調して表現しています。
	目標1と2の関連性	19	目標の「1 秩序と調和」と「2 個性が際立ち」は相反するのではないか。	1	目標1に記載のとおり、良好な景観形成には、ある一定の「秩序と調和」が保たれることが重要です。その上で、目標2に記載のとおり、それぞれの地域ごとで「個性が際立つ」魅力的な景観を創出することが大切だと考えています。
3 1 2 目標	目標3	20	目標の「3 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり」は、手段であり、目標そのものではないのではないか。		多様な主体が景観に対する理解を深めながら取組を重ねること自体も重要と考え、目標の一つに設定しています。
	基本姿勢ア	21	札幌をとりまく山で安全に配慮しながら登山やスキーを楽しむなど、自然的な景観資源を活用することが重要ではないか。		ご意見のように、身近な自然に親しめることは札幌の重要な特徴の一つと考えています。そのため、「ア 自然を守り、生かす」を基本姿勢の一つに設定しています。
3 1 3 基本姿勢	基本姿勢ウとエの関係性	22	基本姿勢の「ウ 札幌の「顔」を創り、磨く」と「エ 地域の個性を見だし、伸ばす」の関係性が整理できていないのではないか。		都心部など、札幌の「顔」となる場所の景観の魅力を高めていくことを重視することに加え、身近な地域ごとの魅力を高めていくことも欠かせないと考えているため、それぞれを基本姿勢として掲げています。
	基本姿勢エ	23	基本姿勢「エ 地域の個性を見だし、伸ばす」では、居住している地域の景観を磨くという観点が必要なのではないか。		ご意見のとおり、身近な住宅地の景観の魅力を高めることは重要と考えています。ここで示している「地域」には、身近な住宅地も含まれています。

第4章 良好な景観の形成に関する方針

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方	
4-1-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針	(1)自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針	24	「四季の変化が感じられる景観形成」や「雪に配慮した景観形成」は具体的にどのようなことか。	1	「四季の変化が感じられる景観形成」や「雪に配慮した景観形成」としては、例えば秋に紅葉する樹種を選定することや冬期間も安心して楽しめるアトリウム等を適切に配置することなどが考えられます。こうした考え方は「別表1-2景観形成基準」にも盛り込んでおります。なお、より具体的な内容については、個別の施設計画等の検討の中で考慮されるべきと考えます。	
		25	雪氷エネルギーの導入など、雪を生かすことは、札幌の特性を踏まえた景観の維持・向上につながると思う。			
	(2)都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針	26	全市的視点からのみどりのネットワークの付図が掲載されているが、ヒューマンスケールのきめ細かな視点での連続性も重要ではないか。	2	水とみどりの方針としては、きめ細やかな視点での連続性も重要であると考えています。その観点を明確にするよう、文章の表現を修正しました。	
		27	景観計画重点区域は、都心部の特性を踏まえた方針を掲げているが、それ以外の市街地についても、区分を明瞭にして地域の個性を重視した方針とする必要があるのではないか。			市街地等の特性に応じた景観誘導を図る必要があることから、都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めています。
		28	郊外住宅地の方針に「愛着をもてる景観形成」とあるが、具体的にどのように進めていくのか。			
(3)人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針	29	歴史的建造物を文化的創造の拠点として活用するような考え方を盛り込むべきではないか。	ここでは、「歴史」、「文化・暮らし」の視点別に方針をまとめているますが、ご意見のような取組は、個別の事例ごとに具体化について検討していくべきと考えます。			
4-1-2 特定地区の特性を踏まえた景観形成の方針	(1)景観計画重点区域における景観形成の方針	30	景観計画重点区域の方針をもっと具体的に記載すべきではないか。		景観計画重点区域については、「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進(3)①エ」に示すように、今後地域のまちづくりの進展や機運の高まりに応じて、必要な見直しを検討していきます。	
		31	札幌駅北口周辺地区の魅力が低いと感じるため、他の景観計画重点区域にはない個性を打ち出すことが必要ではないか。			

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
	第5章全般	32	各節の「(3)主な取組」ではどの範囲まで取組を記載しているのか。その他に取組があれば記載してはどうか。		「(3)主な取組」では、今後新たに導入する、又は見直す取組を記載しています。その他これまで行ってきた取組については今後も継続して行います。
5-1 届出・協議による景観誘導	5-1全般	33	届出制度について理解していない事業者等もまだ多いのではないか。	2	届出制度について周知を図っていくことが重要であると考えています。今後も、「5-4(3)②ア」に示すとおり、わかりやすいパンフレットを作成するなど、事業者等に向けた周知を継続して行います。
		34	「届出・協議による景観誘導」とはどのようなことかを説明する必要があるのではないか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、文章の表現を修正しました。
	(1)現状と課題	35	景観誘導を行うには、工事着手30日前までの届出では遅いのではないか。		景観法の規定により、工事に着手する30日前までに届出をする必要がありますが、札幌市では、条例により、届出に先立って事前協議ができることとしています。
		36	届出・協議による景観誘導は効果のある取組なのか。また、取組の効果を数値化する等の検討も必要なのではないか。		「5-1届出・協議による景観誘導」は、景観法に基づく最も基本的な取組です。この取組については、平成20年度から毎年100件前後の届出実績があり、届出を受けた計画内容について、協議を通じて基準への適合を誘導していることから、一定の効果があったと考えております。なお、現時点でこの効果を数値化する等の手法は定まっておりますが、「6-2計画の進行管理」(2)に記載のとおり今後、成果指標のあり方を検討していきます。
	(3)主な取組 ①景観上優れたものへの誘導方策の充実	37	現状でも行われている事前協議と新たに導入する「(仮称)景観プレ・アドバイス」の違いは何か。		事前協議は、届出に先立ち、届出者と札幌市が協議を行うものです。一方、「(仮称)景観プレ・アドバイス」は、計画の早い段階で専門家がアドバイスを行う仕組みとして導入するものです。
		38	「(仮称)景観プレ・アドバイス」の対象に景観重要建造物等の敷地に近接するものとあるが、対象となる行為について確実に協議を行うために、どのような方策を考えているか。		「(仮称)景観プレ・アドバイス」の目的や協議対象、協議方法などに加え、景観重要建造物等の位置を示すことで、十分な周知徹底を図ります。
		39	国際的な観光都市づくりのため、広い視野を持った専門家に、アドバイスをもらってはどうか。		「(仮称)景観プレ・アドバイス」の体制は、都市景観審議会のもとに部会を設置することを検討しています。具体的な委員構成については、案件に応じて個別に調整していく必要があると考えております。
		40	計画内容を周辺住民に早期に周知するため、住宅を建てる際の建築計画概要の立て看板等に外観パースなど載せてはどうか。		届出者等に対して周辺住民との協議を義務づけることは、新たに負担を伴うことになるため、慎重に検討する必要があります。そのため、「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進」において、届出・協議に対する地域住民等の関与のあり方について検討することを盛り込んでいます。
		41	計画の早い段階で、協議等に住民が加わるしくみが必要ではないか		
		42	公共の建造物は、長い間そこに存在するので、札幌の気候や風土に溶け込むことが特に必要。関係部局と連携して取り組んでほしい。		「第3章 3-3基本姿勢」でも示しているように、行政には先導的な役割を果たすことが求められるため、「5-1(3)①ウ市有建築物等に係る協議等の充実」において、計画の早い段階からの協議を位置付けています。

5-1 届出・協議による景観誘導	(3)主な取組 ②届出対象の見直し	43	新たに届出対象に追加する工作物は、どのようなものを想定しているのか。		「別表1の1-1 景観計画区域における届出対象行為」に示しているとおり、築造面積2,000㎡以上のものを新たに対象とします。具体的には大規模な太陽光発電施設やタンクが想定されます。
		44	塗装を行わないコンクリート構造物は、事務の簡素化の観点から、届出対象外とすべきではないか。		塗装の有無に関わらず、規模が大きい工作物等は、周辺の景観への影響が大きいと考えるため、届出対象としています。
	(3)主な取組 ④屋外広告物に関する事項	45	路面電車やバスの車体全体を覆うラッピング広告についても記述を追加すべきではないか。		この計画では、札幌市屋外広告物条例で必要な規制を行うことを位置づけており、具体的な運用の詳細については、別途同条例を踏まえて許可基準等を整理しています。
	(4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出	46	景観計画区域、景観計画重点区域、(仮称)景観まちづくり推進区域について、それぞれの景観形成基準の関係性がわかりにくい。		ご意見の趣旨を踏まえ、それぞれの区域において届出対象行為をしようとする場合に、どの景観形成基準への適合が求められるか明確になるよう、文章の表現を修正します。
	別表1、2	47	札幌の景観色70色は良い取組だと思うが、サインや案内表示については、視認性や安全性の観点から、誰もが視認しやすい色とすること(カラーユニバーサルデザイン)が必要ではないか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「別表1の1-2 景観計画区域における景観形成基準」に案内表示等の記載を追加します
	別表3	48	鉄塔の色彩は、札幌の景観色70色から選定されるべきではないか。		鉄塔の新設にも色彩景観基準が適用され、外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』となります。ただし、「他法令に基準のある場合は、この限りではない。」としており、物件ごとに他法令の基準等を踏まえ、景観誘導を行います。
	49	全市的な色彩景観基準に加えて、地域ごとの色彩景観基準等を作成してはどうか。		「5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進」に示すように、取組を進める際に地域の要望があれば、(仮称)景観まちづくり指針の中に盛り込んでいきます。	
5-2 景観資源の保全	5-2全般	50	これまででは、景観上の価値を考慮せずに解体し、新築する傾向が強かった。地域の魅力が低下しないよう適切に保全すべき。	2	景観重要建造物等への指定や維持・保全のための助成といった現在の取組は今後も継続して行います。また、(仮称)活用促進景観資源を新たに位置付けるなど、景観資源が有効に保全・活用される取組を積極的に推進していきます。
		51	新たな景観資源の掘り起こしには、市民との合意形成が大切だと思うが、市としてはどのような方法を考えているのか。		例えば、景観まちづくりの取組を地域ごとに進める中で地域住民が地域の特徴的な景観資源を確認・共有することや、普及啓発の取組を通じてこれらの資源を情報発信することなどが考えられます。
	(1)現状と課題	52	歴史的建築物が姿を消すのは、「他の用途への転用も含めた活用の可能性が広がらない」ことだけが理由ではないのではないか。	1	ご意見の指摘部分については、現行の助成金の課題として記載しています。この課題を受け、助成金については(3)②アに示しているように、活用への柔軟な助成について検討していきます。
		53	景観重要建造物等が「歴史的価値に着目した指定に限定されていない。」こと自体は課題ではないのではないか。		歴史的価値に着目した指定については今後も重要と考えています。ここでは、これまで歴史的価値以外の観点からの景観重要建造物等を指定してこなかったことを課題として記載しています。
		54	「改修工事等にかかる費用の一部助成」とあるが、その内容(助成割合や上限額など)を記載したほうがよい。		ご意見の趣旨を踏まえ、記載を追加しました。
		55	「事業者などが維持・保全や利活用に協力・関与できる仕組みがない」とあるが、この課題への対応策はどのようなものか。		(3)③に記載のとおり、例えば、景観資源に関して興味や関心を持った市民や事業者等が景観資源を知り・訪れ・触れる機会を充実させることなどが考えられます。
(2)取組の基本的考え方	56	「景観資源を積極的に保全・活用していく。」とあるが、民間所有の建物等まで市自らが保全・活用することはできないのではないか。		ご意見の趣旨を踏まえ、(2)取組の基本的考え方について、本文の表現を見直しました。	

5 1 2 景 観 資 源 の 保 全	(3)主な取組 ①景観資源の指定等に関する体系の再整理	57	①景観上の価値のとらえ方の拡大とあるが、具体的な評価の観点を全て記載すべき。	(3)①Aに記載のとおり、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった観点が考えられますが、具体的な内容については今後の取組の中で検討していきます。
	(3)主な取組 ②景観資源の保全への多様な支援	58	②『景観資源の「保全」への多様な支援』は、その内容を踏まえると「保全」を「保全・活用」とすべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載を見直しました。
		59	景観重要建造物や札幌景観資産自体を保全する取組だけでなく、その周辺環境も保全していく取組が必要ではないか。	ご意見の視点は重要と考えていることから、景観重要建造物等の敷地に近接する建築物等について、「(仮称)景観プレ・アドバイス」の仕組みを計画に盛り込みました。(5-1参照)また、「地域ごとの景観まちづくり」(5-3参照)の取組を具体化する際に、資源周辺の環境の景観について検討することも重要と考えています。
	(3)主な取組 ③多様な主体による景観資源の共有	60	景観資源に関して市民に一層の周知を図ってはどうか。	景観資源の周知は重要と考えており、(3)③にも示しているとおり、様々な媒体を通じて情報発信をしていきます。また、ける普及啓発の取組(5-4参照)としても、景観資源等の紹介を位置付けています。
5 1 3 地 域 ご と の 景 観 ま ち づ く り の 推 進	(1)現状と課題 ①現状	61	市民アンケートの結果からも、今後は居住地域の景観を磨く観点が重要であることを強調すべき。	市民アンケートの結果を踏まえると、地域ごとの景観まちづくりが一層重要になることが明確になるよう、表現を一部修正しました。なお、居住地域も含めて地域ごとの魅力を高めることが重要と考えています。
	(2)取組の基本的考え方	62	市民や地域の主体性を大切にするため、小さな取組でもよいので実現可能なことから手掛けていくことが重要。	ご意見のとおり、地域が主体的に取り組む活動は重要と考えています。(1)①にあるとおり、モデル地区において指針作成に向けた取組を進めていますが、この指針にも地域が主体的に取り組む活動を盛り込む予定です。
	(3)主な取組 ①地域ごとの景観まちづくりの多様な展開	63	地域住民が地域の景観を理解することこそが重要なのではないか。	ご意見のとおり、地域住民が地域の景観を理解することは重要です。そのため、(仮称)景観まちづくり指針では、地域住民等と市が協働で策定するものとして位置付けており、策定過程で意見交換等を重ねる中で景観に対する理解が深まるものと考えています。
		64	札幌駅前通は札幌駅から大通までの区間のみが景観計画重点区域に指定されているが、大通からすすきのまでの区間の景観も重要ではないか。	札幌駅前通は、都心まちづくり計画において骨格軸の一つに位置付けています。大通以南の景観も重要な検討課題の一つと考えており、地域のまちづくり活動等とも調整しながら取り組んでいきます。
景 観 形 成 に 関 す る 普 及 啓 発 5 1 4	(1)主な取組 ①景観に関する教育と体験の機会の提供	65	普及啓発の取組の対象は、20代～40代の若手を中心とすることが重要ではないか。	ご意見のような世代はもとより、子どもから大人まで多様な世代を対象とした取組を展開していきます。
		66	小学校や中学校で景観や都市計画について学ぶ授業を構築できるとよい。	小学生を対象とした「ミニまち講座」は、継続して実施していく予定です。また、ご意見の趣旨を踏まえ、今後も効果的な取組方法について検討していきます。
	(1)主な取組 ②多様で効果的な情報発信	67	普及啓発は面白さが必要だと思う。札幌駅前通地下歩行空間の共用サイネージで景観資源のコンテンツを見たり体験できる取組を提案する。	より効果的な普及啓発を目指して試行的に取り組んできた「好きです。さっぽろ(個人的に。)」では、景カードや景観大喜利など、多くの人に関心を持ってもらえるような取組を実施してきました。今後もより効果的な取組を検討していきます。

第6章 計画の推進にあたって

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
6-1 計画の推進体制	推進体制のイメージ図について	68	計画の進行にあたっては、多様な意見について丁寧な説明と議論の積み重ねを期待する。		ご意見については、重要なことと認識しています。計画の進行にあたっては、可能な限りご指摘の点について実践していきます。
		69	計画の推進にあたっては市民と事業者の経済的負担が大きくなるのが考えられるが、支援対策費や助成金についてどのように考えているのか。		「5-2景観資源の保全・活用」と「5-3地域ごとの景観まちづくりの推進」の「その他取組を支える制度等」に示すように、景観重要建造物等助成金や景観まちづくり助成金を活用することができます。
		70	事業者による事業活動は、景観の形成に大きな影響を与えることから、事業者の役割を拡大すべき。	1	ここに示すとおり、事業者に限らず市民や行政もそれぞれの役割を担い、相互に連携して取り組んでいきます。
		71	景観は全ての人に関わりがあり、公益性があるという考え方を計画の推進体制の中で強調すべき。		ご意見のとおり、景観は全ての人に関わりがあることから、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要であると考えています。なお、この考え方については、「第1章1-3(1)景観のとらえ方」でも明確に示しました。また、第1章の前に追加した「はじめに」にも同様の考え方を述べています。
6-2 計画の進行管理	(2)活動指標及び成果指標による進行管理	72	目標はどの程度達成されたか厳しい検証が必要。		計画には成果指標を提示していますが、いずれも現時点で十分な蓄積がないことから、今後成果指標のあり方について検討していきます。
		73	成果指標として、他都市との取組の比較をすることも必要ではないか。		

その他

該当項目		NO.	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
景観づくりや施設整備に関する 具体の提案 (計11件)		74	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨々川から道庁まで水辺空間を整備してはどうか ・大通公園に、地中熱を利用した高断熱の円形ドームを駅直結で整備し、市民の憩いの場としてはどうか ・学校のグラウンドを2階レベルの人工地盤とし、下部を雪処理等で活用するほか、地域住民が利用できる場として整備してはどうか ・モエシ沼公園周辺の水辺の景観を向上させるため、地域住民等による草刈りなどの取組を行うべき ・大きな樹木を自動車から守るため、周囲に防護柵を設置してはどうか ・公園トイレの衛生的な整備が必要 ・都心において、住所や通りの名称のユニークかつ統一的な表示板を整備してはどうか ・新川の桜並木周辺に駐車場を整備してはどうか ・魅力ある観光資源のイメージをベースに、市民間に広がる合言葉をつくってはどうか ・都心にある創成川で、地域発案のイベントを多数開催し、もっと有効活用してはどうか ・少子高齢化に伴い、郊外住宅地に 		ご意見については、具体的な取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。